

鹿屋市紙おむつ支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市紙おむつ支給事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（支給の内容）

第4条 支給する紙おむつの種類は、フラット型、テープ止め型、パンツ型又は尿取りパッドとする。

第5条中「様式」の次に「。以下「申請書」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 申請者は、引き続き紙おむつの支給を受けたいときは、毎年6月に前項の申請書を市長に提出しなければならない。

第6条の見出しを「（支給の決定、給付券、使用等）」に改め、同条中「受給券」を「鹿屋市紙おむつ支給事業給付券（別記第3号様式。以下「給付券」という。）」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条に次の8項を加える。

2 市長は、前項の規定により支給を決定した者に対し、前条の申請があった月の翌月以後、券面記載額が1,000円の給付券を1月当たり3枚交付するものとする。

3 市長は、給付券の給付状況を把握するため、紙おむつ給付券給付台帳（別記第5号様式）を整備するものとする。

4 給付券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、第9条の規定により市が指定した事業者（以下「指定事業者」という。）が登録した店舗（以下「取扱店」という。）において、給付券の券面記載額相当の紙おむつと交換することができる。

5 給付券を紙おむつと交換できる期間（以下「有効期間」という。）は、月の初日から当該月の末日までとする。

6 交換しようとする紙おむつの価格が給付券の券面記載額を超えるときは、その差額は受給者において負担するものとし、券面記載額に満たないときは、その差額の払戻しはしないものとする。

7 受給者は、給付券を紙おむつと交換したときは、当該給付券の券面記載相当額の領収書の発行を求めることができない。

8 受給者は、給付券を他人に譲渡し、又は換金することができない。

9 市長は、紛失による給付券の再発行は行わない。ただし、給付券を汚損した場合に限り、汚損した給付券と引換えに新たな給付券を交付するものとする。

第7条第1項中「紙おむつの支給を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改め、同項第2号中「すう」を「する」に改め、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第3項中「受給券」を「給付券」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

（指定事業者）

第9条 この要綱による事業で指定を受けようとする者は、鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、登録を受けようとする店舗は、市内に所在する店舗でなければならない。

2 市長は、前項の申請があった者のうち、適当と認める者を指定事業者として鹿屋市紙おむつ支給事業指定事業者登録台帳（別記第8号様式）に登録し、鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定書（別記第9号様式）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の申請書を審査し、指定事業者として不相当と認める者には、鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定不承認通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

4 指定事業者は、市に登録されている事項に変更があるときは、鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱指定事業者（取扱店）変更届出書（別記第11号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（指定事業者の取消し等）

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定事業者の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができないと認めるときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 指定事業者の故意による不正使用等があったとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により、第12条の請求を行ったとき。

(5) その他給付券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 指定事業者は、前項第2号の指定の取消しを申し出るときは、鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱指定事業者指定取消申出書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定取消書（別記第13号様式）により、指定業者に通知するものとする。

4 市長は、指定事業者が第1項第3号又は第4号に該当し、必要があると認めるときは、受領した給付券に対して支払を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

5 指定事業者は、第1項の規定による指定事業者の取消しにより生じた損害の賠償を市長に請求することができない。

6 第1項の規定により、市長が指定事業者の指定を取り消した場合において、指定事業者であった者が既に受領した給付券を有する場合は、当該給付券に係る第12条の請求を行うことができるものとする。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（指定事業者の禁止行為）

第11条 指定事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 紙おむつの取引において給付券の受取を拒むこと。
- (2) 給付券を指定された紙おむつ以外の物品と交換すること。
- (3) 給付券と紙おむつの交換において領収書を発行すること。
- (4) 有効期間の過ぎた給付券の取扱いをすること。

（費用の請求及び支払）

第12条 指定事業者は、紙おむつと交換した給付券に利用年月日を記入の上、毎月初日から末日までに受領した給付券を集計し、翌月の10日までに鹿屋市紙おむつ支給事業給付金請求書（別記第14号様式）に当該給付券を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適正と認めるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

紙おむつ支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった紙おむつの支給について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 支給対象者

2 要介護者

3 支給内容

- (1) 紙おむつの種類 フラット型、テープ止め型、パンツ型、尿取りパッド
(2) 支給限度額 1月当たり3,000円（給付券1,000円×3枚）

4 支給開始月 年 月分から

別記第4号様式中「対象者」を「支給対象者」に改め、同様式中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 要介護者

別記第4号様式を別記第6号様式とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 3 号様式を別記第 4 号様式とし、別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第3号様式（第6条関係）

（表）

<p>決定番号 _____</p> <p style="text-align: center;">鹿屋市紙おむつ支給事業給付券（ 月分）</p> <p style="text-align: center;"><u>1 , 0 0 0 円 券</u></p> <p>有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発行者 鹿屋市長 印</p>	<p>■利用年月日（取扱店記入）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 70%;">種 類</th> <th style="width: 25%;">引換番号</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1 フラット型</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 テープ止め型</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 パンツ型</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 尿取りパッド</td> </tr> </table> <p>■取扱店名（取扱店記入）</p>		種 類	引換番号		1 フラット型			2 テープ止め型		3 パンツ型		4 尿取りパッド
	種 類	引換番号											
	1 フラット型												
	2 テープ止め型												
	3 パンツ型												
	4 尿取りパッド												

（裏）

<p>注 意 事 項</p> <p>① 本券は、鹿屋市が指定した取扱店で、有効期間内に限り使用することができます。</p> <p>② 券面記載額を超えたときの差額については、自己負担となります。</p> <p>③ 券面記載額を下回ってもおつりはできません。</p> <p>④ 本券により交換した紙おむつの領収書を求めることはできません。</p> <p>⑤ 本券は、他人へ譲渡し、又は換金することはできません。</p> <p>⑥ 市長印（電子公印）の無いもの、複写偽造防止処理を施した用紙以外の用紙を使用している場合は、無効です。</p> <p>⑦ 紛失による本券の再発行は行いません。</p> <p>⑧ 紙おむつの購入が不要になった場合、支給要件に該当しなくなった場合は、返却してください。</p>

別記第6号様式の次に次の8様式を加える。

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所 _____
 事業者名 _____
 代表者名 _____

鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定申請書

鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者の指定を受けたいので、鹿屋市紙おむつ支給事業実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

また、鹿屋市紙おむつ支給事業実施要綱を遵守し事業を実施することを誓約します。

事業者の住所			
事業者名			
代表者名		電話番号	
取扱商品 (該当番号に○印)	1 フラット型 2 テープ止め型 3 パンツ型 4 尿取りパッド		
配達サービス (該当番号に○印)	1 行っている 【配達条件：あり・なし】 ※いずれかに○印 2 行っていない		
登録店舗 ※上記事業者名等 と異なる場合、 複数の店舗があ る場合に記載	1	所在地	
		店舗名	
		電話番号	
	2	所在地	
		店舗名	
		電話番号	
	3	所在地	
		店舗名	
		電話番号	

第8号様式（第9条関係）

鹿屋市紙おむつ支給事業指定事業者登録台帳

台帳番号	文書番号 第 号	指定年月日 年 月 日		
登録年月日 (変更年月日)	事業者名	代表者名	住 所	連絡先

(取扱店)

番号	店 舗 名	所 在 地	連絡先

第9号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定書

鹿屋市紙おむつ支給事業実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者として指定する。

1 指定年月日

2 指定内容

(1) 事業者名

(2) 代表者名

(3) 住所

(4) 取扱店

第10号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定については、下記のとおり承認できないので通知します。

記

1 申請者

(1) 事業者名

(2) 代表者名

(3) 住所

2 承認できない理由

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

事業者名

代表者名

鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱指定事業者（取扱店）変更届出書

鹿屋市紙おむつ支給事業実施要綱第9条第4項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
事業者(取扱店)名		
代 表 者 名		
住 所 又 は 所 在 地		
電 話 番 号		
そ の 他		

※ 変更事項に○印を付け、該当事項の変更前と変更後を記載してください。

2 変更年月日

年 月 日

第12号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

事業者名

代表者名

鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱指定事業者指定取消申出書

鹿屋市紙おむつ支給事業実施要綱第10条第2項の規定により、次のとおり指定の取消しを申し出ます。

住 所 又 は 所 在 地	
取消をする事業者名 又 は 取 扱 店 名	
理 由	

第13号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者指定取消書

鹿屋市紙おむつ支給実施要綱第10条の規定により、鹿屋市紙おむつ支給事業給付券取扱事業者の指定を下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取消期日 年 月 日
- 2 取消事由

第14号様式（第12条関係）

鹿屋市紙おむつ支給事業給付金請求書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、対象月 年 月分
紙おむつ給付券 枚 × 1,000円として

鹿屋市紙おむつ支給事業実施要綱第12条第1項の規定に基づき、紙おむつ給付券を添えて請求します。

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

印

鹿屋市長 様

口座振替申請書	
金融機関名	
支 店 名	
口 座 区 分	
口 座 番 号	
口座名義人 (カカナ)	

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市紙おむつ支給事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。